二　他事業者が接続（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物等の利用を接続に関して行う場合における手続

三　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第五号において同じ。）の提供に用いられる、当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム若しくはＳＩＭカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するＳＩＭカードをいう。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

四　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者による電気通信役務の提供に用いられる当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等、工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第九条第三項の規定を準用する。）

五　ふくそう、事故等により第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障の影響を受けるおそれのある他事業者の利用者に対する説明その他の当該電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

六　重要通信の取扱方法

七　他事業者が接続に関して行う請求及び第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式

八　他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあっせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

九　前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項

十　有効期間を定めるときは、その期間

2　前項第一号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

第二十四条の五第九号中「（インターネットプロトコルにより符号を交換する電気通信設備をいう。）」を削り、同条第十四号中「ＩＰアドレス（インターネットプロトコルによる通信を行うための電気通信設備を識別するために割り当てられる番号をいう。）」を「アイ・ピー・アドレス」に改める。

第二十五条の五から第二十五条の七までを次のように改める。

（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出）

第二十五条の五　法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書（第二十五条の七第四号に規定する場合に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。

（法第三十八条の二の総務省令で定める区分）

第二十五条の六　法第三十八条の二の総務省令で定める区分は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務の区分とする。

（法第三十八条の二の総務省令で定める事項）

第二十五条の七　法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類ごとの当該卸電気通信役務の提供の業務を開始し、変更し、又は廃止した年月日

三　当該卸電気通信役務の種類ごとの業務区域

四　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者（以下「卸先電気通信事業者」という。）ごとの次に掲げる事項

イ　当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称

ロ　当該卸先電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信役務（以下この条において「提供卸電気通信役務」という。）の内容

ハ　当該提供卸電気通信役務に関する料金

ニ　当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）

ホ　当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項

ヘ　当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項

ト　電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法

チ　電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項

リ　重要通信の取扱方法

ヌ　当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項

ル　イからヌまでに掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項

ヲ　有効期間を定めるときは、その期間

一　電気通信事業者の電気通信事業の用に供するＦＴＴＨアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第七号に規定するＦＴＴＨアクセスサービスをいう。以下この表において同じ。）	一　当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該ＦＴＴＨアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線（当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置するその他の電気通信設備を用いて提供されるＦＴＴＨアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備とその利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二において同じ。）の数が五万未満のものを除く。） 二　その提供を受ける当該ＦＴＴＨアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が五十万以上の電気通信事業者 三　その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者
二　電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話又はＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十三号に規定するＢＷＡアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方	一　当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける携帯電話又はＢＷＡアクセスサービスに用いられる特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）